

カリフォルニア州とは異なる方法ではあるが、ミシガン州もまた、失業保険信託基金の残高レベルにより税率を下げる仕組みを有する（Across-the-Board Tax Reduction と呼ばれる）。州の失業保険信託基金が、過去 1 年の総課税賃金の 1.2%以上であれば、税率を下げるができる（3つのオプションがあり、その中で計算上より低いものが選ばれる）。

第4章 失業保険の給付制度

第1節 給付の種類

米国における失業保険には、恒久的に置かれた制度と、暫時法案を通して施行される期間限定的な制度の2つの種類がある。前者の主要なものとして、一般的な失業保険と州の失業状況に応じて適用可能な延長給付プログラム（Extended Benefit Program：EB）があり、後者の制度として、大きな景気後退期に実施される緊急失業補償プログラムが挙げられる。図表14からも明らかのように、近年の失業者の増加と長期化においては、2008年から2013年まで実施された暫定的な「緊急失業補償プログラム（Emergency Unemployment Compensation Program：EUC08）」が大規模に活用された（現在はプログラム終了）。これらの失業補償—通常の失業保険（基本26週）、EUC08（14～47週）、EB（13週または20週）—を最大限に使用した場合、ひとりの失業者は（州により）計40週から93週まで受給することが可能であった。また、2009年から2010年までは、他のすべての種類の失業保険を受給している者に週25ドルを追加給付するという「連邦追加補償（Federal Additional Compensation：FAC）」も実施されていた。他の恒久的制度としては、連邦職員や退役軍人向けの失業補償（UC benefits for federal employees（UCFE）and former military service members（UCX））や、外国からの輸入増加や工場の海外移転等で職を失った労働者に対する職業支援および手当が支給される貿易調整支援プログラムがある。以下では、主要な失業補償制度といえる、失業保険、延長給付プログラム（EB）、および、緊急失業補償プログラム（EUC08）について説明を行う。

図表14 各失業補償プログラムの給付総額（2001-2013年度）（単位：10億ドル）

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013 ^a
失業補償プログラム 計	28.1	50.9	54.3	42.5	32.6	31.5	32.7	43.0	119.7	156.3	116.8	90.4	68.0
基本的な失業保険	27.3	42.0	42.0	36.9	31.2	30.2	31.4	38.1	75.3	63.0	48.5	44.3	40.9
延長給付(EB)	b	0.16	0.32	0.16	b	0.02	0.02	0.02	4.1	8.0	11.9	4.9	0.12
緊急失業補償(EUC08)	-	7.9	11.0	4.1	-	-	-	3.6	32.7	72.1	52.7	39.6	25.7
連邦追加補償(FAC)	-	-	-	-	-	-	-	-	6.5	11.7	1.9	0.0	0.0
UCFE/UCX	0.5	0.5	0.6	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	1.0	1.3	1.6	1.4	1.1
貿易調整支援	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.5	0.6	0.6	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2

注： a 2013年度は推定値

b 500万ドル以下

資料：Whittaker and Isaacs 2014

1. 失業保険

今日、米国のおよそ1億3,000万が失業保険の対象となり、失業保険の受給者数は毎週200万人から300万人に及ぶ。これら受給者の給付内容をみると、連邦平均にして、2014年第4四半期の週受給額が318ドル、受給期間が16週であった。しかし、同期間を州別でみると、平均の週受給額は202ドルから443ドル、受給期間は10.4週から21.6週と大きな開きがある。これは、本来的な労働市場の特徴や産業構造の違いにもよるが、各州が異なる給付基準を用いていることもその一因である。失業保険は、連邦法を最低のガイドラインとしながら、各州法が定める給付基準に従って、給付の対象者、給付期間、給付額が決められている²⁰。このため、53の異なる失業保険プログラムが存在することになるが、基本的な枠組みは共通している。以下、労働省が毎年行う州の失業保険法の比較を基に、米国における失業保険の概要を述べる²¹。

(1) 支給対象となる失業者

まず、全般的な失業者の定義として、該当する個人は、「自身の過失によらず職を失い」、「身体的および時間的に就業が可能で」、「積極的に求職している」ことが求められる。これらの具体的な線引きは州によって若干相違がみられる²²。これら3つの基本要件と「基本期間」中の賃金所得²³から、州政府は、それぞれの州法に照らし合わせながら、支給の可否と支給額を決定する。労働者はこの決定に基づいて失業保険を請求することになるが、わずかな例外を除いて、ほとんどすべての州において、最初の請求から1年(52週)の「給付年」(Benefit Year)が与えられており、この期間の中で、個人は失業前の就労に基づいた給付を受け取ることができる。

支給可否および支給額の算出には、「基本期間」における「賃金」または「就労期間」が用いられる。まず「基本期間」(Base Period)とは、給付額の決定に用いられる期間で、通常失業前の5四半期のうちの最初の4四半期(標準基本期間)を指す。また、これでは基準に達しない失業者のため、直前の4四半期(代替基本期間)を用いたり、さらに遡った就労期間(延長基本期間)を用いたりすることもある。そしていずれの州においても、この「基本期間」に、一定の賃金以上を得たこと、または、一定の時間以上の就労をしたこと、もしくはそれら二つの基準を満たすことが、支給の条件となる。この支給条件を満たした上で、「基本期間」の就労による所得に応じて、各人の受給額が決定される。

日本とは異なり、失業保険の年齢区分は存在せず、上述の条件を満たしている限り同様の給付を受けることができる。

²⁰ 州法に関するこれまでの主な改正は、Isaacs 2013を参照のこと。

²¹ 労働省のホームページに掲載されている「州失業保険法の比較」の2015年版を参考にする。同報告書は、2015年1月時点の各州の失業保険法を比較している。

²² 例えば、自発性と会社都合の線引き、求職はフルタイムの仕事だけかパートタイムも含まれるのか、就職面接の頻度条件など。

²³ 「基本期間」中の賃金所得額について、失業保険の対象となりうる最低所得額が設けられている。これも州ごとに異なる基準がある。

（２）受給額と受給期間

受給額として、毎週受領できる週受給額と、給付年の期間中に受給可能な受給総額が決定される。一般的に、週受給額に最大受給期間（週）をかけたものが総受給額であるが、多くの州では、基本期間の賃金との比率（３～５割程度）も考慮され、そのいずれかの低い方が選択される。受給期間は、８州を除き、最大 26 週と定められているが、基本期間の賃金に応じた最大の受給期間を設定している州がほとんどである²⁴。また、後述するカリフォルニア州の事例のように、最大受給期間（26 週）よりも決定された総受給額が重視されることも多い。同州では、他の所得があるなどの理由で週受給額の減額を受けた場合、26 週を越えても、給付年の範囲内で、総受給額に達するまで失業保険を請求することができる。

（３）給付金の減額対象（賃金所得／非賃金所得）

失業保険は、基本的には、完全な失業状態の労働者を対象としているものの、部分的な失業状態（就業時間の縮小等）に置かれた労働者や、求職中だが短期的に就労している労働者も対象に含まれる。すべての州で、部分的失業における失業保険の給付が認められており、そのうちのほとんどの州で、週給付額または週給付額プラス α の所得を部分的失業と認められる最大賃金所得額として設定している。それら賃金所得は、最初の数十ドル（州により異なる）を除き、残りの全額が給付額から減額される。また、カリフォルニアとミシガンの事例では、短期的な就業期間中には、（保険の請求手続きを行わないことによって）給付を停止でき、給付年の期間内であれば、給付の再開を申請することができる。このような対応は多くの州で行われていると考えられる。

同様に、賃金以外の所得がある場合も、決定された給付額から差引かれることがある。これについても該当する所得の種類や、差引かれる額／割合などは州ごとに異なるが、減額される可能性をもつ主な所得として、解雇補償金／解雇予告なしの解雇補償金、労災保険、休暇手当、休日賃金、バックペイ、退職金、年金等があげられる。これらの所得は、州によって、当該週は給付されない、もしくはその全部または一部を減額、減額する所得に該当しないなどの異なる取り扱いが定められている。また、年金については、公的年金（OASDI）とその他の私的年金で対応に違いがみられる。私的年金は、ほとんどの州で、「基本期間」に該当する使用者の年金負担と労働者の年金負担を考慮して、減額が行われる（具体的には、本章の第 2 節「各州の失業保険の給付制度」を参照のこと）。公的年金（OASDI）は、イリノイとミネソタの 2 州を除いて²⁵、減額の対象とはならない（NELP 2003）。

²⁴ 画一的に 26 週が適用される州は 8 州のみ。最も低い最大受給期間の設定は、概ね 10 週から 20 週の範囲にあるが、それより低い設定の州も少なからず存在する。

²⁵ ただし、10 年以上前までは、多くの州（2003 年時点で 21 州）で、公的年金の一部または全部を失業保険給付金から減額していた。

2. 延長給付プログラム (EB) ²⁶

延長給付プログラムは、1970年の連邦・州延長失業補償法によって制定された。EBプログラムは、すべての可能な失業給付プログラム（これに EUC08 など含む）を使い切った後も失業状態にある労働者に対して、州の失業状況に基づき、最大 13 週また最大 20 週まで、失業保険の延長給付を行うことを可能としている。具体的には、個別の州において、給付を受ける失業者の率（Insured Unemployment Rate : IUR）または全体の失業率（Total Unemployment Rate : TUR）が一定レベルに達した場合、延長給付プログラムが適用される。原則として、延長給付に先立つ 13 週の IUR が 5%以上かつ前 2 年間の同期間（13 週）のいずれの年の IUR の期間平均からも 120%以上高い場合、州は最大 13 週の延長期間を支払わなければならない。また、下記にある他の 2 つのオプションから、州はそのいずれか、もしくは双方を選択、もしくはいずれも選択しないことができる。州が延長給付プログラムを中止した場合、給付は即時停止される。

オプション 1	州の IUR が（前年の平均に関わらず）6%以上 ⇒ 最大 13 週の延長給付
オプション 2	① 州の TUR が 6.5%以上かつ前 2 年間の同期間（13 週）のいずれの年の期間平均からも 110%以上高い ⇒ 最大 13 週の延長給付 ② 州の TUR が 8%以上かつ前 2 年間の同期間（13 週）のいずれの年の期間平均からも 110%以上高い ⇒ 最大 20 週の延長給付

延長給付金は、連邦政府と州政府が 50%ずつ出資することを基本としているが、2009年の米国復興・再投資法（American Recovery and Reinvestment Act）²⁷によって、連邦政府が、失業信託基金より、100%出資する改正が行われた。ただし、これは暫定的な措置であったため、2014年より元の取り決めに戻されている。

延長給付の受給にあたっては、受給者に対し、通常の州の給付要件の他に次の付加的な要件が課される：①手順に従った継続的な職探しをする；②失業者が、紹介された相応な職を拒否した場合、給付を受けることができない；③失業者は、基本期間において、保険の対象となる 20 週以上のフルタイム労働またはそれに相当する賃金を得ていなければならない；④失業者の給付年の期間内に延長給付プログラムが始動した場合にのみ、給付が受けられる。④については、2009年米国復興・再投資法により、暫定的に EB 要件から免除されていた。また EB の受給そのものは、当初の給付年を越えても可能である。

3. 緊急失業補償プログラム (EUC08) (現在終了)

G.ブッシュ政権下の 2008 年補足的充当法（Supplemental Appropriations Act: EUC08）により、期間限定的な失業給付プログラムが創設された。この EUC08 で、議会が連邦政府の

²⁶ 第 2 項、第 3 項は、Whittaker and Isaacs 2014 を基本資料として作成。

²⁷ オバマ政権が 2009 年に導入した景気刺激策。

暫定延長給付プログラムを承認したのは8回目になる²⁸。同プログラムの給付は、2013年末にすでに終了した。EUC08 プログラムは、当初、連邦の失業信託基金内の資金を利用していましたが、米国復興・再投資法により、連邦政府が、一般財源から資金の100%を出資することとなった。EUC08 プログラムは、2008年に承認されてから11回の改正が行われ、プログラムの適用基準や期間に変更が加わっている。下表が、2013年末まで有効であった給付の適用基準である（ノースカロライナ州は含まれない²⁹）。第1層から第4層まで段階的に適用され、第4層まで進んだ場合、州は最大47週まで延長給付を行うことが可能であった。

層別の最大給付期間		適用基準
第1層	最大 14 週	全州に適用
第2層	最大 14 週	TUR が 6%以上の州に適用
第3層	最大 9 週	TUR が 7%以上または IUR が 4%以上の州に適用
第4層	最大 10 週	TUR が 9%以上または IUR が 5%以上の州に適用

2013年12月末まで有効であったEUC08の付加的な適用要件は次のとおり。①通常の失業保険の給付年が、2007年5月6日の週以降に終了していること、②通常の失業保険給付が満了していること、③失業者は、基本期間において、保険の対象となる20週以上のフルタイム労働またはそれに相当する賃金を得ていること、④再就職支援と受給資格確認の面接（Reemployment and Eligibility Assessment: REA）³⁰を受けること—の4つの要件が課されていた。

民間シンクタンクNELPの2013年11月時点の予測では、緊急失業補償プログラムの終了によって、200万人超の失業者が受給中もしくは受給予定であるEUCを失うだろうとしている（NELP 2013a）。

第2節 各州の失業保険の給付制度

1. カリフォルニア州のケース

カリフォルニア州の失業保険は、その週給付額が40ドルから450ドルの間で設定されてお

²⁸ 議会は、1958、1961、1971、1974、1982、1991、2002年に類似の暫定プログラムを施行している。

²⁹ ノースカロライナは、EUC08の「減額不可ルール」に触れたため、2013年7月以降、同プログラムの給付対象から外された。EUC08は、州が通常の失業保険の週給付額を減額することを禁じた。いくつかの州では、同ルールに触れることなく間接的に週給付額の減額を行ったが、ノースカロライナ州は、直接その措置を行ったため、ルール違反とみなされた。

³⁰ 2012年3月23日以降に第1層の受給を開始した者、または第1層から第2層に移行した者は、アメリカンジョブセンターを訪れ、REAを受けなければならない。REAは、一部の受給者を対象とした面談で、給付の受給資格の確認、職業訓練など他のプログラムの紹介、就職活動に役立つ労働市場情報の提供を行い、再就職を促進するサービスである。指定日に来なかったり、求職活動を怠った場合、給付が停止したり、受給資格の喪失にもつながる。（村田 et al., 2014）

り³¹、最大 26 週分の給付を受けることができる。一度の給付認定によって与えられる請求可能な期間 (claim year) は、52 週間である。例えば、この間に一時的な就業で収入を得るなどして、決定された給付額からの減額支給が行われた場合、または一時的な就業等で給付を受けない時期があるとしても、この期間内については、必要な条件を満たせば、決定された総額に達するまで、請求を繰り返し行うことができることを意味する。また、26 週分を受給し終えた者は、claim year の残りの期間が経過するまで、次の請求を行うことはできない。

以下では、同州の雇用開発部 (Employment Development Department : EDD) のウェブサイト情報³²に基づき、州の失業保険の支給制度を説明する。

失業給付を受けるためには、まず基本的な対象者要件 (非自発的失業、就業可能、積極的な求職) を満たさなければならない。この要件は、給付を申請するときだけでなく、実際に EDD から給付を受ける前の認可段階の時点でも満たされている必要がある。自己都合退職または解雇された場合は、電話面接が設定され、給付可否が決定される。失業者が、EDD に失業保険の申請を行うと、EDD は、既述の基本要件とともに、当該失業者の収入履歴から、給付および給付額の決定を行う。

収入基準

失業保険を受給するために必要な過去の収入基準として、①「基本期間」内のひとつの四半期に少なくとも 1,300 ドルの収入があること、または、②最も高い給与の四半期で少なくとも 900 ドルの収入があり、かつ「基本期間」の総収入が最高収入の四半期の 1.25 倍 (つまり 1,125 ドル以上) あること——が求められる。他の要件とともに、①または②のいずれかの基準をクリアして初めて失業給付を受けることが可能となる。

週給付額の決定

カリフォルニア州における週給付額は、次に述べる「基本期間」の収入 (最も高い四半期の収入計) に応じて、最低 40 ドル (収入が四半期計 900 ドルの場合) から最高 450 ドル (収入が四半期計 11,674 ドル以上の場合) の間で決定される (四半期の収入に対応する給付額の表がある)。扶養家族は考慮されない。給付額の決定には、2 タイプの「基本期間」を用いることができる。「基本期間」は、暦年の四半期に分割され、最も高い収入を得た四半期の収入額が、各人の週給付額を決定する。なお、請求者が受け取ることのできる最大の総給付額は、週給付額の 26 倍、または、請求者の基本期間賃金の半分の額のいずれか低い方である。

³¹ 州の失業保険の週支給平均額は、2014 年時点で 302 ドル。

³² 主に <http://www.edd.ca.gov/Unemployment/Eligibility.htm> および http://www.edd.ca.gov/Unemployment/Forms_and_Publications.htm の“A Guide to Benefits and Employment Services”の Publication, DE1275A.

標準基本期間（Standard Base Period）

標準基本期間は、失業保険の請求開始日に先んずる 5 四半期のうちの最初の 4 四半期である。下表右の白地部分の月に請求が始まった場合、その前の網掛けされた 4 四半期が基本期間となる。

10月	1月	4月	7月		1月				
11月	2月	5月	8月		2月	←	請求開始月		
12月	3月	6月	9月		3月				
	1月	4月	7月	10月		4月			
	2月	5月	8月	11月		5月	←		
	3月	6月	9月	12月		6月			
		4月	7月	10月	1月		7月		
		5月	8月	11月	2月		8月	←	
		6月	9月	12月	3月		9月		
			7月	10月	1月	4月			10月
			8月	11月	2月	5月			11月
			9月	12月	3月	6月			12月

代替基本期間（Alternative Base Period）

標準基本期間に請求するだけの十分な賃金がない場合、EDD は、代替基本期間を使って請求を登録できるかを検討する。代替基本期間は、標準基本期間において有効な社会保険請求を登録するだけの十分な収入がない場合に限り、請求を登録するのに用いることができる。代替基本期間は、請求開始月の四半期の直前の 4 四半期からなる（上の表と同様の四半期区分を用いる）。代替基本期間（ABP）は、2012 年 4 月に導入された。

EDD は、給付・給付額を決定すると、失業者に対して社会保険給付通知を行う。別途、最初の継続請求フォーム（Continued Claim Form）が郵送される。給付の決定以後は、以下の要件の下、支給が行われる。

待機期間

カリフォルニア州の失業保険法は、支払いのない 1 週間の待機期間を定めている。最大 52 週の請求可能な期間（Claim year）に、一度の待機期間が含まれる。待機する週は、通常、給付期間の最初の週である。（支給を開始させるために必要な）待機期間を開始するためには、オンライン査定（EDD Web-Cert）（⇒2015 年春より UI Online に代わる）、電話査定（EDD Tele-Cert）、または用紙記入（Continued Claim Form, DE 4581CTO）が必要となる。

週給付額の減額

指定された期間（通常直近の過去 2 週間）に、就労による収入やその他なんらかの収入が発生した場合は、報告義務が課せられる。パートタイム就労、および、一時的完全就労不能給付（Temporary Total Disability）／回復・職業訓練中の所得補償（労災補償）（Vocational Rehabilitation Maintenance Allowance）、私的年金（pension）（特定の条件に当てはまる場合のみ）は、その同額が失業保険から減額されることが明記されている。私的年金との相殺につ

いて、受給者向けの資料では、「EDD がそのように判断した場合」とのみ記されているが、州法において、①失業保険の適用に用いられる「基本期間」の使用者と年金を納めている使用者が同じ場合、かつ②基本期間中の就労が年金給付の受給権に関わる場合または年金給付額の増額に関わる場合、かつ③失業者が年金にいずれの負担もしていない場合—に減額が行われると定められている。公的年金（OASDI）に対する減額は行われない。

- ・パートタイムで働き、25 ドル以上 100 ドル以下の収入がある場合、週給付額は 25 ドル以上の収入から減額される。その場合、受け取ることができない減額された給付分は、給付年が終了するまで時期を変更して使用することができる。
- ・週収入が 100 ドル以上の場合、最初の 25%を除き、残りの収入額は、週給付額から差し引かれて支払われる。その場合、受け取ることができない減額された給付分は、給付年が終了するまで時期を変更して使用することができる。
- ・一時的完全就労不能給付または回復・職業訓練中の所得補償は、その同額が週給付額から差し引かれる。
- ・私的年金は（EDD がそのように判断すれば）、その同額が週給付額から差し引かれる。

次の収入が報告しなければならない例として挙げられているが、それらすべてにおいて減額が行われるのか否かの記述はない。また、パートタイム労働については、週給付額よりも高い賃金を得た場合でも、部分的な失業給付を受けられることがあるとする。

遡及賃金	陪審費用	離職(退職)手当
ボーナス	有給病気休暇	ストライキ補償
手数料	私的年金	チップ
休日給与	出来高払いの仕事	休暇手当
アイドルタイム賃金	残余所得	証言者費用
予告なし解雇補償金	自営業	労災補償

◇カリフォルニア州の失業状況と失業保険支給◇

州の失業者数（失業率）は、2010 年ピーク時の 220 万人超（12.4%）から、2012 年 193 万人（10.5%）、2013 年 166 万人（8.9%）、2014 年 140 万人（7.4%）と縮小へ向かっている。図表 15 は、州の通常の失業保険、緊急補償（EUC08）、および延長給付（EB）の給付額の推移である。図表 16 は、通常の失業保険給付（基本プログラム）と延長給付（EB、EUC08）等のその他のプログラムの受給者数である。なお、2008 年に施行された 100%連邦出資の連邦・州延長失業補償（FED-ED）（一般的には延長給付（EB）と呼ばれる）は 2012 年 5 月 12 日に、緊急失業補償（EUC）は 2013 年 12 月 28 日に終了した。カリフォルニア州雇用開発部の失業保険基金予測（各年 5 月発表）によれば、EUC と FED-ED を合わせて、2014 年の支払いは

15.8 百万ドル、2015 年の支払いは 23.1 万ドル、とされる³³。最後に、図表 17 では、通常の失業保険の平均支給期間を示した。

図表 15 カリフォルニア州の失業保険、緊急補償、延長給付（単位：千ドル）

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
失業保険	4,924,872	6,818,097	10,932,328	8,664,564	7,032,784	6,524,647	6,118,125	5,889,568
緊急補償(EUC08)	---	1,093,711	6,466,830	10,867,449	7,873,493	6,396,193	4,298,703	---
延長給付(EB)	---	---	1,258,603	1,544,472	1,911,430	541,789	168	---

注：失業保険の数値は、第 2 節 4(1)表から再掲。EUC08 と EB は、下記資料による。

資料：U.S. Department of Labor, Employment & Training Administration³⁴

図表 16 カリフォルニア州の失業保険受給者数（単位：千人）

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
基本プログラム	379.8	509.0	784.7	665.2	556.1	511.7	471.7	448.0
その他プログラム	0.0	65.9	463.0	766.1	620.6	454.5	300.4	11.0
受給者計	379.8	574.9	1,247.7	1,431.3	1,176.7	966.2	772.1	459.0

注：基本プログラムには、失業保険および連邦政府職員向け／退役軍人向け失業給付（UCFE／UCX）を含む。

資料：U.S. Department of Labor, Employment & Training Administration

図表 17 カリフォルニア州失業保険の平均支給期間（単位：週）

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
カリフォルニア	16.2	15.3	17.2	17.9	18.3	17.4	17.0	16.8	16.7	18.6	20.8	19.2	18.8	18.2	18.2
連邦全体	14.1	13.5	15.7	16.3	16.5	15.6	15.4	15.2	15.2	16.8	19.6	17.9	17.3	16.8	16.6

注：四半期毎の数値を用い、年平均を算出（加重平均ではない）。

資料：U.S. Department of Labor, Employment & Training Administration

2. ミシガン州のケース

ミシガン州の失業保険では、週給付額の限度が、最低 117 ドル³⁵から最高 362 ドル、給付期間中の支給総額が最大 20 週分（最少 14 週）、保険の請求が可能な給付年（Benefit year）が 52 週（1 年）、と設定されている。一時的な就業によって失業保険を一時的に受給せず、かつ、その最大支給期間（14～20 週）に達していない場合、再度失業状態に戻れば、給付年内において残りの週の請求が可能である。以下、2015 年 3 月発行の、失業者向けハンドブックに基づき、ミシガン州の失業保険を説明する。

³³ EUC、FED-ED とともに、(規定上は) プログラムの終了とともに給付自体も終了するとの説明がある。こうした説明と実際の支払いの数値との矛盾については、確認が必要。ミシガン州についても同様。

³⁴ <<http://www.oui.doleta.gov/unemploy/euc.asp>> 州別の月別給付額の他に、給付週数、平均週給付額等のデータも記載あり。

³⁵ 最高支給額は、失業者向けのガイドブックによるが、最低額は労働省の州失業保険法の比較報告書による。

失業保険の対象となるための最低賃金基準

失業前の5四半期のうちの最初の4四半期（標準基本期間）において、次の条件を満たさなければならない。なお、標準基本期間で条件に満たない場合、直近の4四半期（代替基本期間）において下記条件を満たせばよい。

- 2四半期以上で賃金を得ていること。
- 最も高い賃金の四半期において、総賃金は2,871ドル以上であること。
- 基本期間の全4四半期の総賃金は、最も高い賃金の四半期における総賃金の1.5倍以上であること。

さらに、これら二つの基本期間を用いても基準に達しない場合、以下の二つの条件（代替的な賃金基準（Alternate Earnings Qualifier））を適用することができる。

- 基本期間で少なくとも2四半期以上で賃金収入があること。
- 基本期間の賃金が、州の平均週賃金（毎年更新される）の20倍以上あること。

週給付額の決定

週給付額は、下記の算定式を用いる。特定の条件を満たした扶養者については、若干の加算がされる。（算出値に関わらず）最大支給額は362ドルとする。

$$\left(\text{最も高い四半期の総賃金} \times 4.1\% \right) + \left(6 \text{ドル} \times \text{扶養者数 (5人まで)} \right)$$

給付期間（週）

ミシガン州では、最大給付期間が20週、最低給付期間が14週と定められており、各人の給付期間は、基本期間の総賃金を勘案して算出される。算定式は、下記のとおり。

$$\left(\text{基本期間の総賃金} \times 43\% \right) \div \text{週給付額} \quad \text{(四捨五入)}$$

週給付額からの減額

ミシガン州においては、失業保険受給中の就業は可能であるが、その所得の一部または全額が週給付額から減額される。また、賃金所得の限度は、週給付額の1.6倍と定められており、それを超える場合、給付は行われ³⁶ない。賃金所得が週給付額の1.6倍未満の場合は、以下の方式で、減額が行われる。

³⁶ ただし、フレキシブル・ウィーク給付と呼ばれるシステムがあり、連続する2週間において、賃金所得が週給付額の1.6倍以上だが、連続する7日間以上賃金所得がない場合、同給付を受給できるとする。

○ 賃金所得が週給付額の 1.6 倍未満で、かつ、週給付額以上の場合。
(規定の週給付額 × 1.6) - 賃金所得 = 実際の週給付額

○ 賃金所得が週給付額以下の場合。
規定の週給付額 - (賃金所得 × 0.4) = 実際の週給付額
※賃金所得 1 ドルに対して 40 セントの減額。

なお、可能な給付分をすべて受給する前に、一時的な仕事に就いた場合、残りの給付期間（週）を後で利用することができる。カリフォルニア州では、定められた総給付額に対する残額であるが、ミシガン州では残りの期間（週）という違いがみられる。ただし、残りの給付期間（週）を有効に活用するため、減額された少額の失業保険を受け取らずに、給付期間の残高を維持するという選択も可能である。

給付額から減額される非賃金所得としては、休日給与、休暇手当、離職（退職）手当、給料継続支払保険、その他の賃金継続、退職給付（年金）等が挙げられている。ただし、減額方法についての言及はない。労働省の「州失業保険法の比較」によれば、その他、解雇にかかる支払いも減額の対象となる。私的年金は減額される場合があり、公的年金の減額はない。

私的年金（retirement benefit/pension）の減額については、下記のとおり規定されている。

- 使用者が退職給付（retirement benefit）の積立をすべて負担した場合、週給付額からその全額が減額される。
- 失業者本人が退職給付の積立を、何らかの割合で（ただし半分未満）負担した場合、週給付額から、その半額が減額される。
- 失業者本人が退職給付の積立を、半分以上負担した場合、週給付額からの減額は行われない。

◇ミシガン州の失業保険状況と失業保険支給◇

州の失業者は、2008 年以降の景気後退で一気に倍増したが、現在は、まだ高い失業レベルにあるものの、2000 年代の半ばの状態までは回復している。失業者数は、2007 年の 35 万人から、2009 年には 67 万人に拡大、失業率は、同期間に 7%から 13.7%に上昇した（2014 年は 7.3%）。2014 年は、失業者数 34.8 万人、失業率 7.3%である。図表 18 は、州の通常の失業保険、緊急補償（EUC08）、および延長給付（EB）の給付額の推移である。図表 19 は、通常の失業保険給付（基本プログラム）と延長給付等（EB、EUC08）のその他のプログラムの受給者数である。また図表 20 は、通常の失業保険の平均支給期間を示している。

図表 18 ミシガン州の失業保険、緊急補償、延長給付（単位：千ドル）

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
給付額	1,849,071	2,225,042	3,771,655	2,063,575	1,553,409	1,353,535	1,149,072	979,633
緊急補償(EUC08)	---	477,631	2,380,097	3,163,653	1,759,435	1,266,087	769,898	---
延長給付(EB)	---	---	446,774	512,363	434,600	52,326	70	---

注：失業保険の数値は、第2節4(2)表から再掲。EUC08とEBは、下記資料による。

資料：U.S. Department of Labor, Employment & Training Administration.

図表 19 ミシガン州の失業保険受給者数（単位：千人）

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
基本プログラム	141.9	165.0	263.7	161.8	126.8	110.5	94.1	84.0
その他プログラム	0.0	26.5	191.7	258.9	148.8	97.7	62.1	0.8
受給者計	141.9	191.5	455.4	420.7	275.6	208.2	156.2	84.8

注：基本プログラムには、失業保険および連邦政府職員向け／退役軍人向け失業給付（UCFE／UCX）を含む。

資料：U.S. Department of Labor, Employment & Training Administration.

図表 20 ミシガン州失業保険の平均支給期間（単位：週）

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
ミシガン	11.1	11.2	14.0	14.3	14.5	14.3	14.5	14.9	14.8	17.2	20.3	16.7	15.4	13.9	13.2
連邦全体	14.1	13.5	15.7	16.3	16.5	15.6	15.4	15.2	15.2	16.8	19.6	17.9	17.3	16.8	16.6

注：四半期毎数値を用い、年平均を算出（加重平均ではない）。

資料：U.S. Department of Labor, Employment & Training Administration.

第3節 パートタイムの失業保険適用

パートタイム労働者の失業保険適用については、以前から問題が指摘されてきた。2004年の「パートタイム労働者と失業保険」というタイトルのNELP報告³⁷の冒頭では、次のように述べられている。「失業者のおよそ半数は失業保険を受け取っていない。低い受給率の理由は州ごとに異なるものの、重要な一つの理由は、州の失業保険プログラムが、今日の変わりゆく労働市場と労働力に対応することができていない、ということによる。恐らく他のどのグループよりも、パートタイム労働者は、この時代遅れの失業保険適用ルール犠牲者である。数百万人がパートタイムで働いているときに、ほとんどの州でパートタイム労働者の失業保険給付に対する制限が存在する。この失業保険プログラムからの排除は、失業前の失業保険税や給与の額が州の金銭上の適用ルールを満たしていたとしても起こるのである。過去においては、多くの州がパートタイムの仕事だけを探す人々を労働力とのつながりが不十分であるとして、失業者には、フルタイム労働につくことが可能でありかつフルタイム労働を求職していることを失業給付の要件として求めている。これらのルールは、パートタイム労働が我が国の経済の重要な

³⁷ <http://www.nelp.org/content/uploads/2015/03/parttimeui0304.pdf>

一部であると言う今日の現実を無視しているものである」。すなわち、米国でパートタイム労働者が失業保険を受給できないという問題は、失業前のパートタイム労働が原因となるのではなく³⁸、主に求職要件に関連して、フルタイムでなくパートタイムを求職することによって生じる。米国におけるパートタイムの失業保険を考える際には、これを前提とする必要がある。

上記資料では、2001年に6州でパートタイム労働者へ何らかの形で適用が広げられたという進展が報告されている。報告からほぼ10年経った現在では、さらに多くの州で、パートタイム労働者への適用が拡大されている。例えば、州失業法比較（2015）では、何らかの制限があるとしても（ない場合を含め）パートタイムを認めている州として、38州を挙げている³⁹。また、最新の資料（非営利組織 AARP が 2015 年 4 月に発表した“Access to Unemployment Insurance Benefits for Family Caregivers”）によれば、パートタイムは、何らかの制限があるとしても 30 州において認められるとしている（図表 21（Ben-Ishai et al. 2015））。

州によってパートタイムへの異なる対応があるわけだが、それを大きく分類すると、①いずれの理由であってもパートタイムの求職可、②しかるべき理由（介護や病気等）がある場合のみ、パートタイムの求職可、③過去にパートタイム就労の経験があれば、パートタイムの求職可、④パートタイムの求職不可（フルタイムのみ）—がある。上記 AARP 資料（2015）によれば、現在、パートタイムの求職が認められているのは 10 州（①+②）、過去のパートタイム職歴に基づきパートタイムの求職が可能な州は 20 州（③）、フルタイムワークのみが対象の州は 21 州（④）ある⁴⁰。ただし、パートタイムを認めている州においても、ほとんどの場合⁴¹、週 20 時間未満の労働者には失業保険が給付されない。NELP の政策提言（Mckenna 2015: 1）からわかるように、パートタイム労働者に対する失業保険適用を週 20 時間以上の労働者に制限することは妥当だとみなされている。

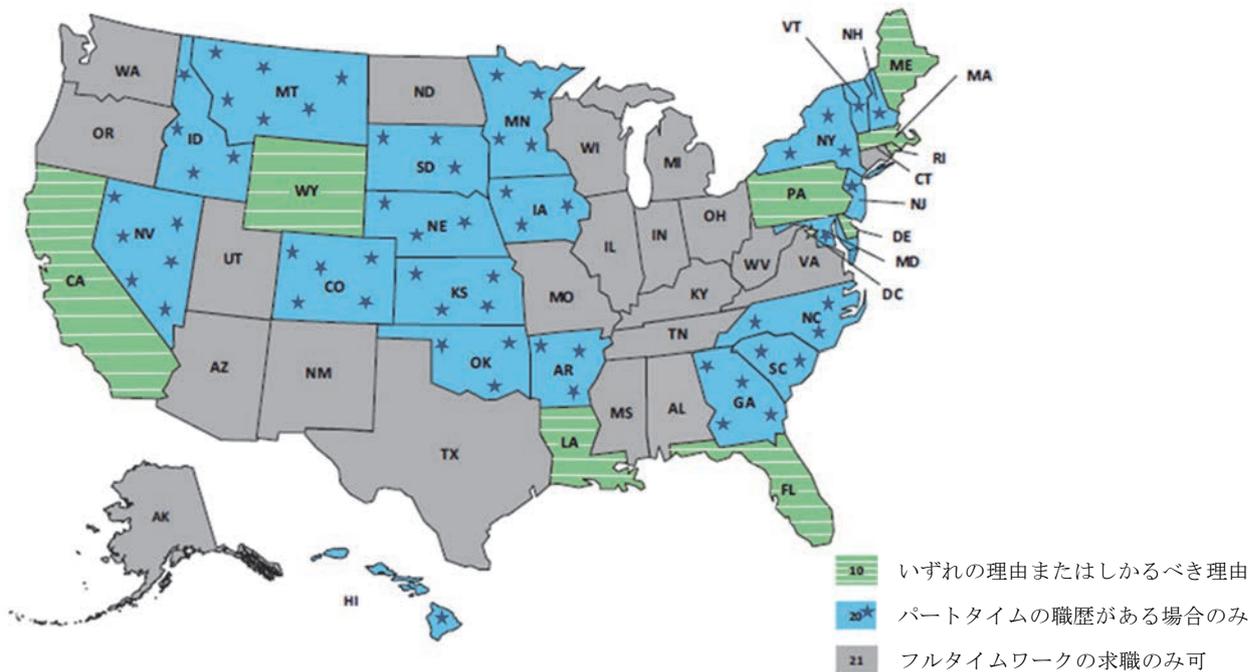
³⁸ 連邦労働省の州失業保険法の比較（2015）によれば、ほぼすべての州において、定められた賃金所得（州により、約 280 ドル～4,700 ドル／4 四半期）を得ていれば、失業前の就労要件をクリアすることができる。いくつかの州ではこれに基本期間における雇用された期間や就業時間数の最低限度の定めが加えられている。また場合によっては基本期間の中で最大の所得を得た四半期における所得の最低基準も定められている。しかしいずれの場合も、極めて低い基準設定であり、フルタイムとパートタイムを区別する内容とはいえない。

³⁹ 同報告書には、「ほとんどの州法では、個人がフルタイムかパートタイムかの就業が可能かどうかを規定していないので、記載の表は注意してみる必要がある」と書かれている。非営利組織 AARP の資料も同様に、完全に正確なデータとみなすことはできないだろう。

⁴⁰ ただし表の注にみられるように、それら数字には何らかの誤りがある可能性は否めない。

⁴¹ AARP 資料では、①と②に分類された 10 州すべてで、20 時間の制限があると記載されているが、後述するように、カリフォルニア州では 4 時間が適用制限であるため、「ほとんどの州」とした。

図表 21 パートタイムの求職に関する規則別（2014年9月時点）



資料：“Access to unemployment insurance benefits for family caregivers: an analysis of state rules and practices”, AARP.

注：ただし、図には誤りも見られる。例えばニューメキシコ（NM）は、いずれの理由でもパートタイム可であるが、上記図では不可となっている。

このように、パートタイム労働者に対する各州の失業保険の対応が緩和されたのは、2009年失業保険現代化法（Unemployment Insurance Modernization Act of 2009: UIMA⁴²）によるところが大きい。UIMAは、オバマ政権の景気刺激策である2009年米国復興・再投資法のキーコンポーネントであり、五つの施策からなる。すでに述べた「代替基本期間（Alternative Base Period）」の導入もその一つであるが、パートタイム労働者を適用対象に拡大することも含んでいる。パートタイムに関して条文では、「基本的には、州法によって基本期間の大半にパートタイムが含まれていない場合にその個人を対象から排除する場合を除き、パートタイムを求職するというだけで失業保険を拒否されてはならない」としている。これが背景となり、パートタイムの職歴がある場合にパートタイムの求職を認めるという条件付きの適用が一般的になったと推測される。

カリフォルニア州は、パートタイム労働に対して早くから対応してきた州のひとつであり、以下のような規定をもつ⁴³。

まず、週4時間以下の就労を求職している場合には、適用外である。その上で、2002年1月

⁴² 五つの施策の内容は、代替基本期間の導入、パートタイム労働者への適用拡大、訓練中の失業給付の拡大、家庭環境による離職に対する給付、扶養者手当。州失業保険法でそれら修正を行った場合に、州政府は基金を獲得することができる。

⁴³ California Employment Development Dept. Able and Available AA5. (http://www.edd.ca.gov/uiibd/Able_and_Available_AA_5.htm)

1 日発効の失業保険法セクション 1253.8 は、失業給付の申請者がパートタイムのみを求職することを次の条件を満たす場合に認めている。

- a) 申請者はパートタイム就労に基づく
- b) 申請者は、失業保険の基本期間と同様の条件の下で働くことが可能であり、それを希望する。
- c) 申請者は、その他の制限をもたず、彼／彼女が提供するパートタイム業務を必要とする労働市場にいる。

ここにおいて、パートタイムとは、週 40 時間未満の就業であることを定めている。項目 a の「パートタイム就労に基づく」とは、就労した週の 50% 以上はパートタイム労働であることを指す。項目 b の「基本期間と同様の条件」とは、基本期間における週労働時間数または労働時間の範囲が同じであることを指す。

カリフォルニア州では、州失業保険法の中で過去のパートタイム就労に基づくパートタイム求職を認めているが、判例に基づき「しかるべき理由 (good cause)」によるパートタイム求職も認めている。

その他、内容が確認できた州として、ニューメキシコとメリーランドは、パートタイムの求職は可能だが、20 時間未満は対象とならないとしている。ミシガン州は先の図にもあるとおり、フルタイムの求職のみ可能である。

補足：アメリカにおけるパートタイムの定義

アメリカの企業においては、一般的に 40 時間がフルタイム／パートタイムの区分である。また労働省は、統計目的において、フルタイムを週 35 時間以上、パートタイムを週 1～34 時間労働とみなして集計している。しかし法律上、フルタイムとパートタイムの定義について、明確で一貫した区分けは存在しない。一般的に、連邦法や各州法において両者の区分は定められておらず、雇用主に一任されている。例えば、最低賃金や残業代などを定めている連邦法の「公正労働基準法（Fair Labor Standards Act：FLSA）」において、フルタイムとパートタイムの定義は行われていない。社会保障局（Social Security Administration：SSA）や国税庁（IRS）では「その職務（position）で通常必要とされる時間が、企業のその他職務で通常求められる時間よりも少ない場合に、パートタイムである」との定義を行っている。さらに社会保障局は、パートタイム雇用の定義として一般的でかつ受け入れられるものとして、①通常、週 20 時間未満の職務、②暦年で、通常月 50 時間以上のサービスを必要としない職務、③年 600 時間以上の実質的なパフォーマンスを必要としない職務（にいる従業員による行われたサービス）一を挙げている。

パートタイムの定義としてではないが、年金や医療保険等の社会保障に関わる法律の中では、一定の時間以上を働いている労働者に対してフルタイム労働者と同等の扱いを義務付けている。内国歳入法（IRC）のセクション 410 においては、年間 1,000 時間以上の就労を行った被雇用者を、フルタイム労働者と同様の適用から排除することはできないと定めている。従業員退職所得保障法（The Employee Retirement Income Security Act of 1974：ERISA）においても、ひとつの企業で 1,000 時間以上労働した被雇用者は、退職金対象としてフルタイム従業員とまったく同じ形で扱われる、と定めている。また、数少ないフルタイム労働者の定義を行っている法律に、患者保護並びに医療費負担適正化法（Patient Protection and Affordable Care Act：PPACA、通称 Affordable Care Act（ACA）、オバマケア）（IRC セクション 4980H）が挙げられ、同法において、フルタイムとは週平均 30 時間以上雇用されたものとしている。